# 求職者マイページにリクエストを直接行う ハローワークインターネットサービス「直接リクエスト」のご案内

### 「直接リクエスト」とは

- 求人者マイページから求職情報検索を行い、自社求人に応募してほしい求職者の方の求職者マイページにメッセージと応募を検討して欲しい求人の情報を直接送付することができる機能(※)です。
- 直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」 を可とする有効中の求人がある場合に行うことができます。
  - ※ 対象となる求職者がマイページを開設している場合に限ります。

#### 直接リクエストの流れ

### 

「求人者マイページホーム」画面の「現在有効中または申し込み中の求人」項目にある【求職情報検索】ボタンを押下すると「求職情報検索・一覧」画面が表示されます。求人条件を設定すると、その条件に合った求職情報を検索でき、求職者マイページを開設している求職者には直接リクエストのメッセージを送付することができます。マイページを開設していない求職者には、ハローワークを通じてリクエストができます。



【求職情報検索】ボタンを押下すると「求職情報検索・一覧」画面が表示されます。

直接リクエストは、応募受付方法を「オンライン自主 応募の受付」を可とする求人に限ります。

※有効中の求人がない場合は求職情報を検索できません。



「求職情報検索・一覧」画面では、「職種」、「就業形態」、「雇用形態」、「希望勤務地」など求人条件を設定すると、 その条件に合った求職情報を検索できます。

直接リクエストができる求職者を検索する場合には、 「□求人者マイページから直接リクエストが可能な 者」に☑チェックを入れます。

ハローワーク経由でリクエストを受ける求職者を検索する場合には、「□ハローワーク経由でリクエストを受け付ける者」に☑チェックを入れます。

なお、両方同時にチェックを入れることも可能です。

最後に【検索】ボタンを押下すると求職情報の検索 結果が表示されます。

### 2 求職者へのリクエストメッセージの送付

- 求職情報の検索結果(求職情報一覧)から「求職公開番号」を押下すると「求職情報詳細」画面が表示されます。自社求人に応募してほしい求職者を選び、【リクエスト】ボタンを押下すると、応募を検討して欲しい求人情報とリクエストメッセージを送付することができます。
- リクエストメッセージを求職者に送付した後、取消はできません。リクエスト可能な人数は1求人につき10人までとなります。また、同一求人について、同一求職者へのリクエストは1回のみです。
- 直接リクエストをした求職者は、ハローワークを介さずに求人への直接応募が可能です(オンライン 自主応募)。
- 直接リクエストをした求職者から応募のない場合もあります。直接リクエストの応募有効期間は、リ クエストを行った日の翌日から7日間となります(なお、求職者は当該期間経過後も直接リクエストを 介さず、オンライン自主応募することは可能です)。
- ※対象求職者が応募に当たりハローワークに相談した場合、ハローワークから連絡がいくことがあります。



希望する求職者の【求職公開番号】を押下すると「求職情報詳細」画面が表示されます。

求職者に直接リクエスト(※)をする場合には【リクエスト】ボタンを押下します。 1件の求人につき10人まで直接リクエストができます。同一求職者へのリクエストは1回のみです。

- ※1件の求人へのリクエスト件数が10件を超えている場合、求職者に同一求人でリクエストを送信済みの場合、ハローワークが同一求人を同一求職者に既に紹介している場合等には、【リクエスト】ボタンが非活性となり押せません。
- ※求職者がマイページを開設していない場合やオンライン自主応募を受け付けていない求人の場合は、【リクエスト】ボタンが表示されません。

「求職登録区分」には、ハローワークを利用している者(来所登録者※)か、ハローワークインターネットサービスを介して求職申込を行った者(オンライン登録者)が表示されます。

※来所登録者と表記されていますが、マイページの利用規約に記載されている「ハローワーク利用登録者」と同義であり、今後、表記の見直しを予定しています。

直接リクエストが可能な求職者(来所登録者)の場合でも、ハローワークを介して確認したい場合は、問い合わせ先ハローワークにご相談ください。

「オンライン登録者」の場合には、基本的に直接リクエストが可能なため、問い合わせ先ハローワークは表示されません。確認事項等がある場合などはハローワークにご相談いただくことは可能です。



直接リクエストの注意事項が記載されていますので、ご確認ください。 直接リクエストを受けて、求職者がハローワークを介さず直接応募した場合、 ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外となることに留

求職者へのメッセージを作成します。求職者の希望条件を踏まえた上で、リクエストする理由など、丁寧な説明・案内を心がけていただくようお願いします。

意してください。

最後に【次へ進む】ボタンを押下します。





リクエストする対象求職公開番号、送信 する求人番号、作成したメッセージ内容 を確認の上、最後に「完了」ボタンを押 下します。

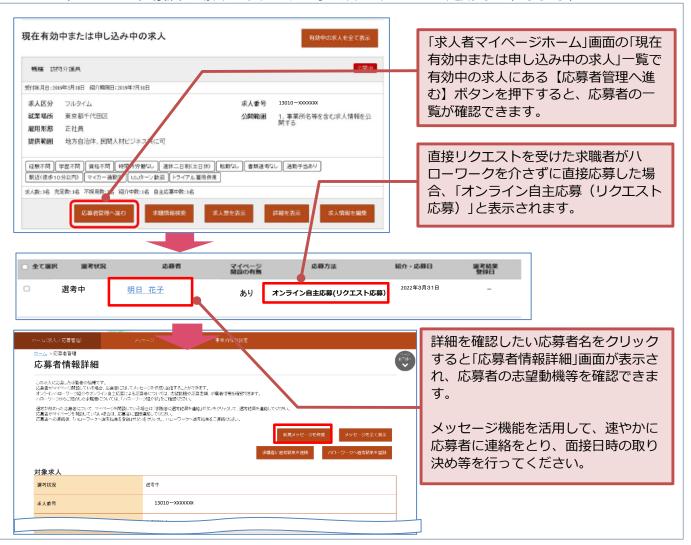
リクエストメッセージが求職者に送付されます。リクエストメッセージを送付した後、取消はできません。

## ▲ 直接リクエストの注意点

- ■求人者からの直接リクエストを受けて求職者がハローワークを介さず求人へ直接応募した場合(オンライン自主応募)、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金(※)の対象外です。求職者の応募方法は指定できないため、助成金の対象とならない前提で直接リクエストは行ってください。
  - ※ 特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金
- ■公開されている求職者情報は求職者自身が公開内容に責任を持って作成したものです。 ハローワークが確認していない内容を含む場合があります。
- 直接リクエスト及びオンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応する ことが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人で、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができず、直接リクエストの機能は使用できません。

### 3 求職者の応募状況等の確認

- 回接リクエストを受けた求職者がハローワークを介さずに直接応募(オンライン自主応募)をすると、求人者マイページに応募通知メッセージが届きます。また、応募者管理画面でも応募状況の確認が可能です。求職者からリクエストの返信がないまま7日間経過すると、リクエストは無効になります。
- リクエストをした求職者から、求人へ応募する前に求人内容等を確認するため、求人者マイページにメッセージが直接届く場合があります。求人者マイページを定期的に確認して下さい。



### お問い合わせ

ハローワークインターネットサービスや求人者マイページの操作方法に関するお問い合わせは、以下の連絡先でお受けしております。

#### ■電話でのお問い合わせ

電話番号:0570-077450

受付日時:月曜~金曜 9:30~18:00(年末年始、祝日除く)

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります

※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります

■メールでのお問い合わせ E-mail: <u>helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp</u>

ハローワークインターネットサービスで、詳しいマニュアルも公開しています。

### ■求人者マイページの詳しい操作方法「求人者マイページ利用者マニュアル」

(※直接リクエスト等の操作方法を記載したマニュアルは新サービス開始に併せて掲載予定)

■ハローワークインターネットサービスはこちらから

ハローワークインターネットサービス検索

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/

